

「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する支援制度」にご協力いただくにあたって

日頃から、本府の犯罪被害者等支援施策の推進にご協力いただきありがとうございます。
このたび、所属されている協会様との協定に基づき、別紙「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する支援の協力要請書」（様式第2号）のとおりに、大阪府知事より支援の協力を要請させていただくこととなりました。つきましては、【制度の流れ】は、次のとおりですので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

大阪府 治安対策課

【制度の流れ】

- ① 民間賃貸住宅の仲介等に関する支援を要請 <大阪府 ⇒ 各協会>
↓
* ご依頼者から提出された「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する支援の協力要請書」（様式第2号）により、大阪府から各協会へ支援の協力を要請します。
- ② 物件の照会・回答 <各協会 ⇒ 会員業者様 ⇒ 大阪府>
↓
* 要請から 10 日間を目途に大阪府あてご回答いただくようご協力をお願いします。
（ご提供いただける物件情報がない場合は、回答は不要です。）
* ご回答時、「物件情報回答票」を FAX 送信票としてご利用いただくようお願いします。
- ③ ご依頼者本人へ物件情報の提供 <大阪府 ⇒ ご依頼者>
↓
- ④ 内見依頼・内見 <ご依頼者 ⇒ 会員業者様>
↓
* ご提供いただいた情報の物件について、ご依頼者が内見を希望される場合は、ご依頼者から会員業者様に直接、事前に連絡のうえ、内見を依頼していただくことにしています。
* ご依頼者のお申し出により、事前に大阪府から会員業者様へ内見希望の旨を連絡する場合もございます。
* 支援対象者に該当することを、ご本人が持参される「民間賃貸住宅の仲介等に関する支援依頼者証明書」により御確認願います。（※写し（コピー）は取らないでください。）
* ご依頼者の事情により、代理人が内見される場合もあります。
- ⑤ 入居契約の締結 <ご依頼者 ⇄ 会員業者様>
↓
* 入居されることが決まりましたら、直接、ご依頼者と契約を結んでください。
* 協定に基づき、仲介手数料は徴収しないようお願いいたします。
- ⑥ 入居契約の締結のご連絡 <ご依頼者 ⇒ 大阪府>

【 物件情報の送信 ・ 制度に関するお問い合わせ 】

大阪府 治安対策課 支援推進グループ 渡邊
FAX 06-6944-6649
電話 06-6944-7506
住所 〒540-0008 大阪市中央区大手前3丁目
E-mail chiantaisaku@sbox.pref.osaka.lg.jp



犯罪被害者等支援シンボルマーク

「ギョッとちゃん」

（会員業者様あて協力依頼）